

八戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進するため、新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は補聴器の修理（ただし、電池交換のみの場合は修理の対象としない。）（以下「購入等」という。）に係る経費（以下「購入費等」という。）について八戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、もって難聴児の福祉の増進を図る。

(対象児童)

第2条 この要綱による助成事業の対象となる者は、各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 八戸市内に住所を有する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。
- (2) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、医師が必要と認めた場合は 30 デシベル未満も対象とする。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

2 前項の規定にかかわらず、補助の申請を行う月の属する年度(4 月から 6 月にあつては前年度)における対象児童の保護者の属する世帯の世帯員のうち、市民税所得割額が 46 万円以上の者がいる場合は、対象除外者とする。

(助成額)

第3条 購入費等と別表に定める基準額とを比較して、いずれか低い額に 3 分の 2 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)とする。

2 購入費等及び基準額とは、補聴器本体、電池、イヤーマールドの合算額をいう。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。(ただし、修理に係る申請の場合は、(1) に規定する意見書の添付を不要とする。)

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定による医師(聴覚障害)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科に関する医療)の医師が作成した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(様式第

2号。以下「意見書」という。)

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器の製作又は販売を行う業者（この場合、八戸市補装具の代理受領に係る補装具業者の指定を受けているものをいう。以下「業者」という。）が作成した見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び調査書(様式第3号)を作成し、申請者世帯の市民税課税状況を確認するとともに、第4条の規定により提出された意見書の内容について、青森県障害者相談センターに軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業判定依頼書(様式第4号)により補聴器の構造及び機能等に関する技術的な意見を求めた上で、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業判定書の内容を踏まえ、審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、審査した結果、助成することを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書(様式第5号。以下、「決定通知書」という。)及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給券(様式第6号。以下「支給券」という。)を申請者に通知し、決定業者には、決定通知書(様式第5号の2)を通知しなければならない。また、助成しないことを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請却下決定通知書(様式第7号)を申請者に通知しなければならない。

(費用負担)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた対象者の保護者(以下「交付決定者」という。)が、当該交付決定に係る補聴器を購入する際は、購入に要する費用から交付決定額を控除した額を業者に支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 軽度・中等度難聴児補聴器購入費支給券を交付決定者から提出された業者は、請求書に提出された支給券を添えて市長に請求するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、次の各号に該当するときは、交付決定を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補聴器購入費等の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し又は担保に供したとき。
- (3) その他購入費等に対する助成が不適当と市長が認めるとき。

(関係帳簿の整備)

第9条 市長は、購入費等の助成に当たって、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金

交付決定簿（様式第 8 号）を整備するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めのないものについては、平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給取扱い指針」に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 24 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱の実施の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 14 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

種目	名 称	1 台当たりの 基準額（円）	基準額に含まれるもの	耐用 年数
補 聴 器 の 購 入	軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600 円	①補聴器本体 （電池含む） ②イヤーマールド ※イヤーマールドを使用しない場合は、基準額から 9,000 円を除くこと。	5 年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
	高度難聴用ポケット型	50,600 円		
	高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
	重度難聴用ポケット型	64,800 円		
	重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
	耳あな型 （レディメイド）	96,000 円		
	耳あな型 （オーダーメイド）	137,000 円	①補聴器本体 （電池含む。）	
	骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体 （電池含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体 （電池含む。） ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,600 円を除く。		
補 聴 器 の 修 理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）に規定する基準額			

※業者が材料仕入れ時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の 100 分の 106 に相当する額を基準額の上限とする。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000 円を加算すること。

※表に記載のないものについては、別途協議することとする。